



令和6年6月25日(火) 号外(第4号)

目次

条 例	ページ
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	2
○群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	3
○群馬県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)	3
○群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(こども・子育て支援課)	9
○群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	9
○群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	10
○群馬県大麻取締法関係手数料条例の一部を改正する条例(薬務課)	10
○群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例(同)	11
○群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(地域福祉課)	11
○大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例(自然環境課)	12
○群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(同)	15
○公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(福利課)	15
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(発電課)	16

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十五の項上欄中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同欄(一)中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同欄(二)及び(三)を次のように改める。

- (一) 法第六条第三項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出
- (二) 法第七条第三項の規定による大麻草採取栽培者の免許証の再交付に関する申請及び交付

別表第二の十五の項上欄四中「第十条第四項及び第七項」を「第七条第四項及び第五項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者の免許証」に改め、同欄(五)から(八)までを次のように改める。

- (五) 法第九条の規定による同条各号に掲げる事項の報告
- (六) 法第十一条ただし書の規定による大麻の持出しに関する申請及び交付
- (七) 法第十二条第一項及び第二項の規定による廃棄しようとする大麻の品名、数量等の届出

(八) 法第十二条の二第一項の規定による大麻に関する事故の届出
別表第二の十五の項上欄に次のように加える。

(九) 法第十二条の四第一項の規定による大麻草採取栽培者の免許の取消しに関する届出

(十) 法第十二条の四第三項の規定による大麻草採取栽培者の死亡又は解散の届出

(十一) 法第十二条の五第二項の規定による大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所の届出

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令

和五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。

群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十一号
群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十二号
群馬県県税条例等の一部を改正する条例

(群馬県県税条例の一部改正)

第一条 群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第一項中「その他規則で定める郵便局又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により収納の事務の委託を受けた者(以下「収納受託者」という。)」を「その他規則で定める者」に改め、「。第三項において同じ」を削り、同条第二項中「。以下次項に規定する会計管理者について同じ」を削り、同条第三項中「県指定代理金融機関、県収納代理金融機関、郵便局、市町村の会計管理者、収納受託者、行政県税事務所出納員又は群馬県自動車税事務所出納員」を「前二項に規定する者」に改める。
第三十二条の三第三項中「所得税法」の下に「(昭和四十年法律第三十三号)」を加える。
第三十五条第二項中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削る。
第五十二条第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。
第六十九条の二の二の次に次の一条を加える。

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの章の規定の適用)

第六十九条の二の三 消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)が同法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条に

において「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この章の規定を適用する。

第百四十八条第一項第四号中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。

附則第七条の四の二第一項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。

附則第七条の四の三第一項の表前条第一項第一号の項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項までの」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項までの」に改め、同項の表附則第七条の四第一項第一号の項中「第九項」を「第十項」に改め、同表前条第一項第一号の項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改める。

附則第十四条の五の二の次に次の一条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第十四条の五の三 第五十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号口中「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第六条に規定する金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。）」とする。

附則第十五条第二項中「前項の規定は」を「前二項の規定は」に、「前項の規定による」を「第一項又は前項の規定による」に、「附則第九条第十六項」を「附則第九条第十七項」に、「前項の規定により」を「第一項又は前項の規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五十条第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人(これらの法人が租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日

までの間に開始する各事業年度(前項の規定の適用を受ける事業年度、同法第四十二条の十二の五第五項第一号に規定する設立事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。)分の事業税に限り、当該法人の同法第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額から当該法人の同項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上である場合には、各事業年度の付加価値額から、当該法人の同項第六号に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額に、法第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額から法第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

附則第二十二条の五第一項の表一船舶の使用者の項中「船舶の動力源」を「船舶(専らレクリエーションの用(レクリエーションに関する事業の用を除く。)に供するものを除く。)の動力源」に改める。

第二条 群馬県県税条例の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一項中「寄附金等」を「寄附金」に改め、同項第十一号中「第七十八条第三項に規定する特定公益信託」を「第七十八条第二項第四号に規定する公益信託」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第五十条第一項第一号口中「並びにこれらの法人」を「(以下ロにおいて「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号ロに次のように加える。

(1) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第十條の二に規定する金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)が五十億円を超える法人(ロに掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして施行令第十條の三に規定するものを含む。)をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)との間に当該特定法人によ

る完全支配関係（法人税法第十二条の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次条において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令第十条の四第一項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第十条の五に規定する額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとなるべき当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとなるべき当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなる）ときその他施行令第十条の四第二項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

第五十条の二第四項中「（同法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。）」を削る。

第六十九条第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第六十九条の二の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「の受託者」を「又は公益信託（法人税法第十二条第四項第二号に規定する公益信託をいう。）」（以下この条において「法人課税信託等」という。）の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第四条の四の二を削る。

附則第十四条の五の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の五の四 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第十二条の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二

第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち施行規則で定めるものに限る。以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第五十条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の第三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の第二項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第五十条第一項第一号(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第十四条の五の四に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

附則第十四条の六及び第十六条の四を削る。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する群馬県条例の一部改正）

第三条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する群馬県条例（昭和二十七年群馬県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「より、」の下に「普通徴収又は」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条に次の一項を加える。

2 道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

第二条の次に次の一条を加える。

（自動車税の種別割の納期）

第二条の二 前条に規定する自動車に対する自動車税の種別割の納期は、四月一日から同月三十日までとする。

2 賦課期日後に前条に規定する自動車に対する自動車税の種別割の納税義務が発生した者に係る当該自動車税の種別割の納期にあつては、納税義務が発生した日から翌月末日までとする。

第三条第一項中「前条に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の」を「第二条の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収される」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、群馬県条例第五百三十三条の規定により提出すべき申告書又は報告書（次項において「申告書等」という。）に、証紙代金収納計器（同条例第四百七十七条の十二第一項に規定する証紙代金収納計器をいう。次項において同じ。）により当該自動車税の種別割の額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、又は当該自動車税の種別割の額に相当する現金を納付して納税済印の押印を受けることにより、証紙に代えることができる。

第三条第二項中「とき」の下に「、又は申告書等に証紙代金収納計器による当該自動車税の種別割の額に相当する金額の収納印の表示若しくは納税済印の押印を受けたとき」を加える。

（群馬県条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 群馬県条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年群馬県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県条例第三十二条の三第三項及び第三十五条第二項の改正規

定並びに第三条の規定 公布の日

二 第一条中群馬県条例附則第七条の四の二及び第七条の四の三の改正規定

令和七年一月一日

三 第二条中群馬県条例第五十条第一項第一号ロ及び第五十条の二第四項の改正規定並びに同条例附則第十四条の五の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定 令和八年四月一日

四 第二条(前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条並びに附則第六条の規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日

五 第二条中群馬県条例第三十七条の三第一項の改正規定及び次条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項の規定の適用がある場合における前条第五号に掲げる規定による改正後の群馬県条例第三十七条の三第一項(第十一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第十一号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(事業税に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の群馬県条例(次項並びに附則第五条及び第七条において「新条例」という。)附則第十四条の五の三及び第十五条第二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税(地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号。次条第二項及び附則第六条において「地方税法等改正法」という。)の公布の日(以下この項において「地方税法等改正法公布日」という。))を含む事業年度の前事

業年度の事業税について第一条の規定による改正前の群馬県条例第五十条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、地方税法等改正法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、地方税法等改正法公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る新条例附則第十四条の五の三の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から群馬県条例等の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第五十二号)附則第三条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第四条 第二条の規定による改正後の群馬県条例(次項において「八年新条例」という。)第五十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び附則第十四条の五の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 八年新条例第五十条第一項第一号ロ(八年新条例附則第十四条の五の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等改正法第三条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(以下この項において「八年新地方税法」という。)第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において

「比較法人事業税額」という。) を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

(地方消費税に関する経過措置)

第五条 新条例第六十九条の二の三の規定は、施行日以後に国内において行われる電気通信利用役務の提供(新条例第六十九条の二の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

第六条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の群馬県税条例第六十九条第一項及び第六十九条の二の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「四号施行日」という。)以後に効力が生ずる地方税法等改正法附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可(以下この条において「移行認可」という。)を受けた信託を含む。)について適用し、四号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第七条 新条例附則第二十二條の五第一項(同項の表一船舶の使用者の項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税に

ついて適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十三号

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年群馬県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十四号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第四十七条第二項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十五号

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表一の項中「三十人」を「二十五人」に改め、同表二の項中「二十人」を「十五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第六条第三項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

群馬県大麻取締法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十六号

群馬県大麻取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県大麻取締法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例

第一条中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許」を「大麻草採取栽培者免許」に改める。

第二条第一号中「大麻取扱者免許」を「大麻草採取栽培者免許」に改め、同条第二号中「第十条第五項」を「第六条第三項」に、「大麻取扱者名簿の登録の変更を申請する者」を「大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更を届け出る者」に改め、同条第三号中「第十条第六項」を「第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者の免許証」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻取扱者の申請等に係る手数料については、改正後の群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十七号
群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年群馬県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二号第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 麻薬及び向精神薬取締法第二条第二項に規定する政令で定める物

附則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。

群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十八号

群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和二年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第七項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例
をここに公布する。

令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十九号

大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する
条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」とい
う。)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、大沼^{おの}キャンプフィールド及び
赤城ランドステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県立赤城公園において、自然環境に配慮した利用の促進を図り、もって観光
の推進と地域の振興に資するため、大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステ
ーション(以下「キャンプフィールド及びランドステーション」という。)を前
橋市に設置する。

(業務)

第三条 キャンプフィールド及びランドステーションは、次に掲げる業務を行う。

- 一 キャンプフィールド及びランドステーションの施設、附属設備及び備品(以
下「施設等」という。)の提供に関する業務
- 二 前号に掲げるもののほか、キャンプフィールド及びランドステーションの設
置の目的を達成するために必要な業務

(閉場日)

第四条 知事は、必要があると認めるときは、閉場日を定めることができる。

(利用の承認)

第五条 施設等のうち別表に掲げるもの(以下「有料施設等」という。)を利用しよ
うとする者は、知事の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しよ
うとするときも、同様とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の利用を承認しない
ことができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

四 キャンプフィールド及びランドステーションの設置の目的に反するとき。

五 前各号に掲げるもののほか、キャンプフィールド及びランドステーションの
管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、キャンプフィールド及びランドステーションの管理上必要があると認め
るときは、第一項の承認(以下「利用の承認」という。)に条件を付することが
できる。

(目的外利用等の禁止)

第六条 利用の承認を得た者(以下「利用者」という。)は、当該有料施設等を承認
を得た目的以外の目的に利用し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取消し等)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又
は有料施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- 二 第五条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 第五条第三項に規定する条件に違反したとき。
- 四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(原状回復義務)

第八条 利用者は、その利用を終了したとき(前条の規定により利用の承認を取り消
され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときを含む。)は、直ちに有料
施設等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第九条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づきその損害を賠償し
なければならない。

(使用料)

第十条 利用者は、別表に掲げる区分に応じた額の使用料を納付しなければならない。
(使用料の減免)

第十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除

することができ。

(使用料の返還)

第十二条 納付した使用料は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により有料施設等を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第十三条 知事は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、キャンプフィールド及びブランドステーションの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にキャンプフィールド及びブランドステーションの管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)においては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第四条に規定する閉場日を定めることに関する業務

二 利用の承認に関する業務

三 第七条に規定する利用の承認の取消し等に関する業務(第五条第二項第三号に該当するに至ったときに行うものを除く。)

四 施設等の維持管理に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、キャンプフィールド及びブランドステーションの管理に関する業務のうち、知事が別に定める業務

3 指定管理者による管理の場合における第四条、第五条及び第七条の規定の適用については、第四条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第五条及び第七条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二号中「第五条第二項各号」とあるのは「第五条第二項各号(第三号を除く。)」とする。

(利用料金)

第十四条 知事は、指定管理者による管理の場合には、指定管理者にその管理する有料施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合においては、

利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十条から第十二条までの規定は、適用しない。

3 利用料金は、有料施設等の使用料の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

6 納付した利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により有料施設等を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、キャンプフィールド及びブランドステーションの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第十三条第一項の指定及びこれに必要な手続を行うことができる。

3 知事は、施行日前においても、利用の承認その他の準備行為を行うことができる。

4 附則第二項の規定により指定を受けた者は、施行日前においても、第十三条第二項に規定する業務の開始に必要な準備行為を行うことができる。

別表(第五条、第十条関係)
一 大沼キャンプフィールドの使用料

区分	単位	使用料

オートサイト	電源あり	一区画につき一泊ごとに	八、〇〇〇円
	電源なし	一区画につき一泊ごとに	七、〇〇〇円
ドッグサイト		一区画につき一泊ごとに	二二、〇〇〇円
フリーサイト		テント一張りにつき一泊ごと に	六、〇〇〇円
トレーラーハウス		一棟につき一泊ごとに	二四、〇〇〇円

二 赤城ランドステーションの使用料

会議室	区分	単位	使用料
	第三スキー場	一時間につき	六三〇円
物品販売に 利用する場 合	一平方メートルにつき一 日ごとに	七四〇円	
	展示会等に 利用する場 合	一平方メートルにつき一 日ごとに	一〇円

注1 一日とは、午前零時から午後十二時までをいう。

2 利用時間がこの表に定める利用時間に満たない場合であっても、時間割による計算は、行わない。

三 駐車場の使用料

区分	単位	使用料
普通自動車、準中型自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車	一台につき、一時間を超える超過時間一時間までごとに	一〇〇円(一回の利用につき供用時間ごとに五〇〇円を上限とする。)
大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車	一台につき供用時間ごとに	二、〇〇〇円

注1 自動車の区分は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定するところによる。

2 供用時間は、午前零時から午後十二時までとする。

四 附属設備及び備品の使用料

附属設備及び備品	区分	使用料
		規則で定める額

群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十号

群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

を

超過時間一時間まで(ことごと)		一、五〇〇円
研修室	超過時間一時間まで(ことごと)	一、五〇〇円
	一時間まで(ことごと)	六〇〇円
会議室一	午前	一、七〇〇円
	午後	二、三〇〇円
会議室二	午後	四〇〇円
	午前	三〇〇円

に改め、同表に注として次のように加える。

注 午前とは午前九時から正午までを、午後とは午後一時から午後五時までをいう。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十一号

公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

公立学校職員退職手当支給条例(昭和二十九年群馬県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年六月二十五日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十二号

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号の表板倉ニュータウン太陽光発電所の項中「二、二六八キロワット」を「二、二一八キロワット」に改める。

附則

この条例は、令和六年九月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
